

鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和6年3月19日
障がい福祉課

鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画（案）の改定にあたり、パブリックコメントを実施したので、その結果を報告します。

1 パブリックコメントについて

- (1) 募集期間 2月13日（火）～2月29日（木）
- (2) 周知方法
 - ・県立図書館、障がい福祉課及び県民参画協働課のホームページで公開
 - ・県立図書館、県民参画協働課及び県の各総合事務所の窓口、各市町村の窓口にチラシを配架
 - ・新聞広告を掲載
 - ※手話動画による募集、受付を試行的に実施
- (3) 意見数 24件（10名）
- (4) 主な意見と対応方針

意見概要	対応方針
<p>【相談先の周知】 息子のギャンブルの問題が手に負えなくなってしまう時、どこにどんな相談をすれば良いのか、全く分かりませんでした。家族として繋がる場所、連絡先等が目に見える体制を整えてほしいです。</p>	<p>【計画案に盛り込み済】 支援拠点機関とその他の相談窓口について、様々な媒体を活用して幅広く広報を行う旨を計画に記載しています。</p>
<p>【専門医療機関の追加選定】 どの病院に初めてつながるかで、病気からの回復の機会が遅くなってしまうという、悲しいことが起こります。ギャンブル依存症の拠点病院は、今、渡辺病院だけです。西部や中部にも作って頂き、ぜひ助かる人が増えて欲しいです。</p>	<p>【計画案に盛り込み済】 かかりつけ医等に対し、各種依存症に関する研修を実施する旨を計画に記載しています。また、中部・西部においても専門医療機関の選定により医療体制の充実を図る旨を計画に記載しています。</p>
<p>【自死対策との連携】 ギャンブル依存症は、重症になると自死します。中部の方で、自殺未遂をして病院に入院した方がおられました。ギャンブル依存症でも自死が起こりうることを啓発してほしいです。</p>	<p>【計画案に盛り込み済】 自死対策（キャンペーン、研修、メンタルヘルス出前講座等）と連携し、各種依存症が自死の危険因子の一つとなることについて普及啓発を行う旨を計画に記載しています。</p>
<p>【正しい知識の普及】 「ギャンブル依存症は病気です！」が、広まってほしいです。</p>	<p>【計画案に盛り込み済】 フォーラム・研修会の開催や、各種媒体を通じた広報活動により、広く県民に対して正しい知識の普及と理解の促進を図る旨を計画に記載しています。</p>
<p>【自助グループとの連携】 ギャンブル依存症の策定案について、予防から再発に関して、自助グループの果たす力は大きい（医療だけでは治らない、特効薬がない）ため、自助グループとの連携を追加してほしいです。</p>	<p>【計画案に盛り込む】 依存症計画の「共通の取組（p16）」等において、民間団体と連携しながら支援を行うことを記載していますが、ご意見を踏まえ、「ギャンブル等依存症の進行予防（p23）」においても、自助グループ等と連携しながら支援を行う旨を計画に盛り込みます。</p>
<p>【家族教室の周知】 家族教室やイベントのポスターを、調剤薬局や公共施設に貼って欲しいです。わたしは家族教室のチラシを、調剤薬局で見つけました。たくさんの人に目につくよう、人が集まる場所に貼ってください。</p>	<p>【計画案に盛り込む】 依存症計画において、家族教室の開催についても広く周知する旨を計画に盛り込みます。なお、家族教室のチラシについては、市町村、病院、薬剤師会、消防、警察、労働局、相談支援事業所、訪問看護ステーション等、幅広い範囲に送付しています。</p>

2 県計画（案）の概要

(1) 計画の概要

①計画期間

5年間（令和3年度から令和7年度まで）

※計画期間は5年間だが、ギャンブル等依存症対策基本法で3年ごとに計画の必要な見直しを検討することが定められていることを踏まえ、中間年度の見直しを行うもの。

②計画の位置付け

- アルコール健康障害対策基本法に基づく「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」
- ギャンブル等依存症対策基本法に基づく「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」
- 依存症対策地域支援事業実施要綱に基づく「アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する地域支援計画」

(2) 主な改定内容

① 法改正や条例制定等を踏まえ、下記の内容を新たに明記。

背景等	追記内容
県の取組の強化	<ul style="list-style-type: none">・依存症フォーラムに参加できない方についても、出張相談会等を通じて正しい知識の普及等を実施・クロスアクションへの対応等の観点から、依存症普及啓発相談員間の連携体制を強化・市町村が取り組む重層的支援体制の整備に対して支援を実施
専門医療機関の追加選定	<ul style="list-style-type: none">・米子病院をアルコール健康障害の専門医療機関として追加選定（令和4年4月1日付け）・倉吉病院をアルコール健康障害の専門医療機関として追加選定（令和5年10月1日付け）
鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例の制定 (令和5年1月1日施行)	<ul style="list-style-type: none">・自助グループ等の活動の場が広がるよう広報活動等を実施
精神保健福祉法の改正 (令和6年4月施行)	<ul style="list-style-type: none">・市町村が行う精神保健に関する相談支援に関し、必要な援助を実施
民間回復支援施設、家族会における活動実績の取り上げ	<ul style="list-style-type: none">・ギャンブル依存症家族の会及び鳥取ダルクが実施している相談対応の実績（件数）を計上

② 数値目標のうち、「成人女性の多量飲酒者の割合」について、令和7年度目標値を0.5%としていたところ、令和4年度実績が0.5%であり目標を達成したため、厚生労働省が展開する「健康日本21」における目標値を踏まえ0.2%に変更。

③ 計画中の通院患者数データについて、実際の通院状況をより正確に把握するため集計方法を見直し（令和元年度までは、各年度末時点で精神手帳システムに登録されている受給者証保有者の総数を計上していたが、今回改定より、受給者証保有者の総数から有効期限切れの受給者証を保有している者を除いた人数を計上）。

3 今後のスケジュール

・4月 次期計画の施行

（3月15日に、パブリックコメントを踏まえた最終計画（案）を令和5年度第2回鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議において審議済）